

(表)

様式第1 (その1) (第4条関係)

労働環境確認報告書 (工事)

(宛先) 高浜市長

* 受注者・下請業者がそれぞれ作成し、受注者が下請業者分を取りまとめてすみやかに提出してください。

* 複数年にわたる工事等で工事の途中にならないと下請業者が決まらない場合はその都度提出してください。

本契約に係る工事に従事する労働者の労働条件は、下記のとおりです。

* 押印は省略可能です。

提出者

* 下請業者については下請業者の氏名で提出してください。

商号又は名称

高浜株式会社

代表者氏名

高浜 太郎

担当者・連絡先

高浜 次郎

0566-52-1111

契約案件名：

回答欄に「○」または「×」、該当しない場合には「-」を記入してください。

区分	項目	回答
労働条件	① 労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示（就業規則の提示、労働条件通知書の交付等）している。	○
	② 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっている。	○
	③ 36協定を労働基準監督署に届出ている。また、その運用を含め労使協定は適正な内容となっている。	○
	④ 就業規則を労働基準監督署に届出ている。また、労働者に対し周知（作業所に掲示、書面にて交付等）している。	○
	⑤ 法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適正な記載事項で整備している。	○
	⑥ 労働時間及び時間外労働時間について客観的な記録を基に管理している。	○
	⑦ 労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録している。	○
	⑧ 休暇・休日の取得状況を適切に管理している。	○
	⑨ 労働保険及び社会保険の加入手続きを適正に行っている。	○
安全衛生	⑩ 事業場の業種と規模（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制（衛生管理者、産業医等）を整備している。	○
	⑪ 毎年定期的、かつ採用時に健康診断を実施している。	○
	⑫ 衛生管理者等に対し、安全教育等を実施している。	○
	⑬ 事故報告書等の記録など、業務災害への対策等は適正に整備されている。	○
賃金	⑭ 賃金台帳等に基づいた適正な計算により支払いを行っている。	○
	⑮ 時間外・休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っている。	○
	⑯ 賃金について通貨で全額を労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っている。	○
	⑰ 本契約における工事に従事する労働者に対し、地域別最低賃金以上の賃金を支払っている。	○
	⑱ 本契約における工事に従事する労働者（工種ごと）の最低労働賃金単価はいくらですか。 * 記載方法については下記を参照してください。	下記記入

(裏)

下 請 負	⑭ 本契約又は協定に係る工事に下請負者がある場合、公契約の主旨を説明し、理解を得ている。 * 下請業者がある場合のみ記載してください。	○
	⑮ 下請負者との契約において、市場価格と照らし合わせ適切な金額で契約をしている。 * 下請業者がある場合のみ記載してください。	○

【特記事項】 ※回答が「×」の場合、その理由及び改善予定等を記入してください。

--

* 内容に関わらず、公告に記載している工種を記載してください。

* 別紙【職種一覧】より選択してください。
* 「最低労働賃金単価」には職種ごとに一番低い賃金額を記載してください。

* 自身の会社名を記載してください。

労働者の確保計画

工 種	職 種	員 数	最低労働賃金単価 (1日当たり)	施工業者名 (元請・下請会社名)
土木一式	普通作業員	5	18,000	高浜株式会社
土木一式	特殊作業員	5	20,000	高浜株式会社
<p>* 自身の事業所の労働者で本工事に従事する者について記載してください。 (下請業者の労働者については下請業者が提出する報告書に記載してください。)</p> <p>【例】元請：A会社 下請：B会社 の場合 A会社提出分：A会社の労働者で本工事に従事する者について記載 * A会社はB会社の労働者については記載する必要はありません。 * 本工事に従事するA会社の従業員が現場代理人、監理技術者、主任技術者、会社役員等のみの場合はこの欄は空欄となります。 B会社提出分：B会社の労働者で本工事に従事する者について記載 * 下請業者がある場合は下請業者においても本様式を作成の上、元請業者が取りまとめて市に提出してください(下請台帳に載っているすべての業者)。</p>				

[対象とする労働者の範囲]

本契約における工事に主として従事する労働者(元請け、下請け問わず)で、公共工事設計労務単価で区分される51業種に該当する労働者とします。

※現場代理人・監理技術者・主任技術者・会社役員等は含みません。

※雇用形態(日雇い、短期雇用等)に関係なく、専属的に当該工事に従事している者について記入してください。

[最低労働賃金単価について]

対応する職種ごとに最低賃金となる労働者の賃金単価を記入します。

以下の構成により算出した額を、会社所定の1ヶ月の労働日数により日単位に換算します。

(基本給相当額)・(基準内手当)・(臨時の給与(賞与等))・(実物給与)の合計額

※基準内手当とは、家族手当(扶養手当)・通勤手当・都市手当(地域手当)・住宅手当・現場手当・技能手当・精勤手当等となります。

別紙【職種一覧】

1	特殊作業員
2	普通作業員
3	軽作業員
4	造園工
5	法面工
6	とび工
7	石工
8	ブロック工
9	電工
10	鉄筋工
11	鉄骨工
12	塗装工
13	溶接工
14	運転手（特殊）
15	運転手（一般）
16	潜かん工
17	潜かん世話役
18	さく岩工
19	トンネル特殊工
20	トンネル作業員
21	トンネル世話役
22	橋りょう特殊工
23	橋りょう舗装工
24	橋りょう世話役
25	土木一般世話役
26	高級船員

27	普通船員
28	潜水士
29	潜水連絡員
30	潜水送気員
31	山林砂防工
32	軌道工
33	型わく工
34	大工
35	左官
36	配管工
37	はつり工
38	防水工
39	板金工
40	タイル工
41	サッシ工
42	屋根ふき工
43	内装工
44	ガラス工
45	建具工
46	ダクト工
47	保温工
48	建築ブロック工
49	設備機械工
50	交通指導員A
51	交通誘導員B